

大田市処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第48号

大田市処務規程の一部を改正する規則

大田市処務規程（平成17年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中「前項」の次に「（第3号に該当するものを除く。）」を加える。

第25条中「毎年1月1日」を「毎年度4月1日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特に必要があるものについては、毎年1月1日から起こすことができる。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。